

意匠分類記号	意匠分類の名称
J6-300	防犯防災用機器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J6-30	一	防災用機器(防犯警報器、ガス漏れ警報器を除く)
J6-0	一	警棒、催涙スプレー、スタンガン

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-5500	検出スイッチ、検出器及び感知器
H7-110	監視用機器
H7-230	発音機器等
H7-231	ブザー等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
警棒	護身用催涙スプレー	護身用高電圧スタンガン
盗難防止用着色タグ	盗難防止用電光表示器	

定義

J6-3代に共通する定義

J6-3代には①あるいは②に該当するものが分類される。

- ①火災や震災などの災害の被害を最小限にいとめるためのもの。
- ②犯罪などから身を守るために所持する防衛具や、犯罪を防ぐための機器。

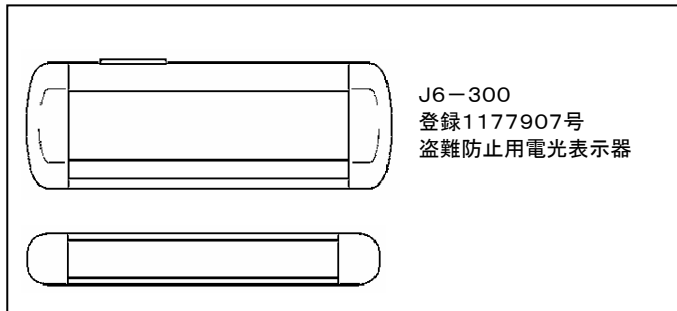
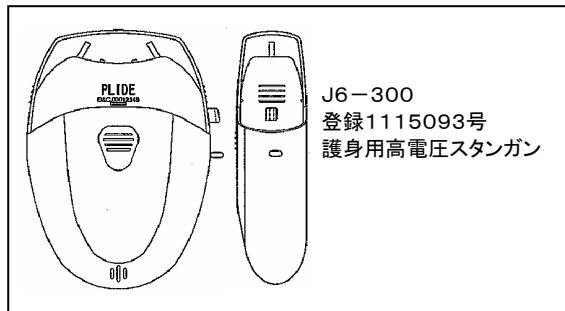
J6-300には下位分類(J6-310~390)に含まれないものを分類する。

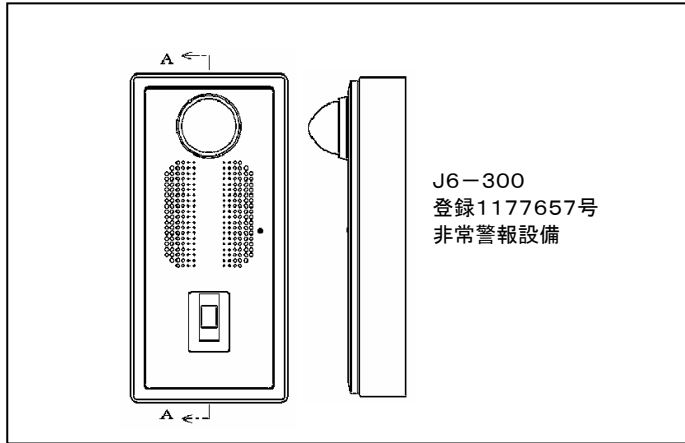
主に防犯用の警棒や催涙スプレー、スタンガン等が含まれる。

災害を検知、警報する警報器や災害状況を管理する監視機器は含まない。→H7-110

ただし、検知機能が付いていても光のみによって注意喚起を行うものや犯人を威嚇するだけのもの(盗難防止用電光表示器)は当分類に含む。

また、商品等に取り付ける防犯タグはそれ自身が音を出すかを問わず、形態的特徴からJ6-300に分類する。(ただし、店舗の入り口に置くような防犯用アンテナは除く→H7-110)





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

- ・一般的な錠はM3-22台。
- ・自動車用錠、自転車用錠はG2。
- ・鍵材はM3-27。
- ・非常用押ボタン(押圧すると警報が鳴るもの)は、
壁埋込型(前面に保護板が付いているものを含む)はH1-5300AA、携帯型はH7-231。
- ・ライト付き携帯ブザーはD3-500。
- ・煙等を感じて警報を鳴らすものはH7-110。
- ・火災・ガスもれ等を感じする機器のうち、完成体(火災報知器、防災用受信盤、ガス漏れ感知器、ガス漏れ警報器、防犯警報器等)はH7-110。部品的なものはH1-550~558。
- ・火災・ガスもれ等以外を自動的に検出する機器はH1-550~558。
- ・監視用カメラはJ3-230。
- ・監視用機器と形状及び機能において関連のないモニターは、データ表示機(H7-62代)。
- ・入室者管理機のうち、カードリーダー(生体認証機付き含む)はH6-541。
- ・生体認証機のみはH7-130(操作キー付きはH7-131)。
ただし店の出入り口に設けられる受信機はH7-110。
- ・消火器はJ6-310。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

「防犯用」、「防災用」と記載されていても、他の分類に同種の物品が存在する場合は、該当分類を優先する。(例 防犯用錠→M3-22台、防犯カメラ→J3-230等)

過去に分類した物品の名称

警報表示器	ケーブル貫通部防火器具	